

【**県市連携事業**】

令和6年度 松山市結婚新生活支援事業のご案内

松山市では、新婚世帯の新生活を応援するため、
昨年度に引き続き、令和6年度も本事業の実施を予定しています。

現在、**6月10日（月）**からの事業開始に向けて準備を進めていますので、事業内容が正式に確定しましたら、松山市HPなどで随時お知らせします。

ご不明な点がございましたら、本事業専用のコールセンターまでお気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

松山市結婚新生活支援事務局
専用コールセンター ☎ 089-961-1715
(平日8時30分～17時15分)

<松山市HP>



令和6年度の要件(予定)

【対象となる人】

令和6年1月1日から令和7年2月28日までに婚姻届を受理された夫婦で、次のいずれかの世帯

- ①夫婦ともに婚姻日に29歳以下、かつ令和5年中の夫婦の所得合計額が500万円未満
- ②夫婦ともに婚姻日に39歳以下、かつ令和6年度の住民税均等割が非課税

【対象となる経費】

新婚世帯の居住のために、令和6年4月1日から令和7年2月28日までに支払った下記の費用

- ①住宅取得費用（土地の購入費用は除く）
- ②住宅リフォーム費用
- ③住宅賃借費用（賃貸住宅の家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ④引越費用

【補助額】

1世帯あたり限度額 60万円

※国の制度を活用している関係上、要件や実施内容などは変更となる可能性があります。